

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2021年度)

様式

作成日 2021/10/28

最終更新日 2021/10/28

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2021年10月28日
国立大学法人名		政策研究大学院大学
法人の長の氏名		田中明彦
問い合わせ先		組織マネジメント課総務担当 (03-6439-6018、somu@grips.ac.jp)
URL		https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijyouhou_3/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>【総評】</p> <p>本報告は、本学の国立大学法人ガバナンス・コード適合状況を適切に示しており、概ね国立大学法人ガバナンス・コードに沿った運営がされている。</p> <p>【確認過程における委員からの主な意見等 (○) 及び大学の回答・対応状況 (●)】</p> <p>○教育、研究、社会貢献活動など多岐にわたって情報の公表に努めている。</p> <p>○学修成果に関するアンケート調査結果については、その分析や今後の対応などの詳細についても、ステークホルダーに対して公表することがのぞましい。</p> <p>●学修成果に関するアンケート調査結果の概要については、今後、公表の在り方等について検討を行う。</p>
監事による確認	更新あり	<p>【総評】</p> <p>本報告は、本学における国立大学法人ガバナンス・コードの実施及び適合の状況を概ね適切に示している。また、実施中及び実施予定の取組・施策を含め、国立大学法人ガバナンス・コード及びその趣旨を逸脱していない。</p> <p>なお、下の付記事項については規定等の整備を含め体制強化の必要がある。</p> <p>【確認過程における監事からの意見等 (○) 及び大学の回答・対応状況 (●)】</p> <p>○原則4-2「内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表」において、「業務方法書に内部統制に関する基本事項を定め」との説明がある。これは、本学業務方法書第3条を指すものであるが、第3条においては基本事項を定めるものの、現時点においてこれを受けた「内部統制システムの整備に関する基本方針」「内部統制運用規則」等が未整備である。</p> <p>その結果、特に「日常的モニタリング」の体制が必ずしも明確となっていない。</p> <p>付言すれば、原則3-4-1「監事が十分かつ適切に監査業務を遂行できるようにするための体制確保」に関し、実施していない補充原則3-4-1④(監事の常勤化)における説明「非常勤であっても監事が十分機能できる対応」との関係でいえば、上述の「内部統制運用規則」等において、「日常的モニタリング」体制を整備の上、その結果の監事への報告体制を整えることにより、「監事監査の体制確保」又はその強化に資すると考える。</p> <p>●内部統制について、2021年度中をめどに、規定の整備を行う。</p>
その他の方法による確認		特にありません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	更新あり	<p>【原則1-1 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定】</p> <p>【原則2-1-1 中長期ビジョンの策定と法人の教職員へのビジョンの説明及び共有】</p> <p>【補充原則2-1-2③】</p> <p>大学のミッションに基づき、中期目標・計画を実施しており、毎年度、学長のリーダーシップを発揮する観点から、各年度の運営方針重点事項を独自に策定し、学内に周知するなどの取組をこれまでも実施してきた。</p> <p>現在、2030年度をターゲットイヤーとした、中期的目標としてGRIPSビジョン2030の策定を進めており、策定後は当該ビジョンを公表するとともに、取り組み状況等についても公表していくことを検討している。</p> <p>【補充原則1-3⑥】</p> <p>経営及び教学運営に係る権限と責任の体制や財務情報などの公表は行っており、大学のミッションを踏まえた適切な人材配置、多様な人材の確保等について、学長のリーダーシップのもと実施している。</p> <p>総合的な人事方針についての公表等については、早期に検討を開始する。</p> <p>【補充原則1-4②】</p> <p>経営を担いうる人材の育成に努めている。その人材育成の方針の公表等については、早期に検討を開始する。</p> <p>【補充原則3-4-1①】</p> <p>小規模大学であること、また、監事の監査体制をサポートすることにより、引き続き、非常勤であっても監事が十分機能できる対応を実施していく。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>学長のリーダーシップを発揮する観点から、各年度の運営方針重点事項を独自に策定、学内に周知している。</p> <p>中期計画や各事業計画には、それぞれ担当副学長を指名し、実現に向けた取組を行っている。</p> <p>2030年度をターゲットイヤーとした、新たな中期的目標としてのGRIPSビジョン2030の策定を進めている（ポストコロナの大学経営を反映する観点から、検討を継続している）。</p> <p>様々なステークホルダーの意見を大学経営に反映させるため、経営協議会メンバーには、他大学の大学経営者、民間企業経営経験者、行政経験者、本学修了者などが参画している。</p> <p>本学独自の諮問機関であるInternational Advisory Boardを必要に応じて開催し、大学の運営に反映させている。</p> <p>中期目標・中期計画及び各年度計画を法令に基づき公表している。</p> <p>現在策定中のGRIPSビジョン2030についても、独自の公表を予定している。</p>
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>法令に定められた大学評価（国立大学法人評価・機関別認証評価等）については、既にウェブサイトで公表している。また、改善事項があれば、同様に対応状況を公表している。</p> <p>今後は、説明責任の観点から、大学独自に定める目標・戦略（GRIPSビジョン2030）についても積極的な公表・情報開示していくとともに、その進捗状況の管理を予定している。</p> <p>■ 政策研究大学院大学 評価に関する情報 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_1/</p>
補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>経営の重要事項を審議する経営協議会、教育研究に関する重要事項を審議する研究教育評議会の役割など、学則に定め、ウェブサイトで公表している。</p> <p>■ 政策研究大学院大学 経営協議会に関する状況 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_3/</p>
補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	<p>学長のリーダーシップのもと、大学のミッションを踏まえた適切な人材配置、女性教職員や外国人教員等、多様な人材の確保に努めており、研究教育評議会委員についても、女性、外国人教員のバランスを考慮して任命している。</p> <p>総合的な人事方針の策定については、早期に検討を開始する。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>収支の見通しを含めた中期財務計画を策定している。</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>コストの見える化として法人の活動状況や資金使用状況の公表に加え、2019年度からは財務報告書を作成し、大学経営や教学運営に関する財務情報をウェブサイトで公表している。今後、この取組を充実していく。</p> <p>■ 政策研究大学院大学財務諸表、決算報告書、事業報告書 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_1/ ■ 政策研究大学院大学2019年度財務報告書 https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/12/gripsfinancialreport2019_min.pdf ■ 政策研究大学院大学2020年度財務報告書 https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2021/01/gripsfinancialreport2020_min.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>	更新あり	<p>副学長、センター長補佐等に若手教員も登用するなど、経営を担う人材の育成に努めており、例えば、海外大学の経営手法を視察させるなど経営感覚を身に付けさせるなどしている。</p> <p>人材育成方針の策定等については、早期に検討を開始する。</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>GRIPSビジョン2030の策定・実現に向け、担当・権限を明確にしたうえで、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置しており、中期計画や各事業計画には、それぞれ担当副学長を指名するなど、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。また、その選任・配置にあたっては、将来を担う若手教員も副学長に登用している。</p> <p>各補佐人材の責任・権限等は、</p> <p>理事：学長を補佐して本学の業務を掌理する。</p> <p>副学長：本学の研究教育に関し、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>学長特別補佐：学長が命ずる特別な業務を行い、学長を補佐する。としている。</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は法定事項を適時迅速に審議しており、その議事要旨を公表している。</p> <p>■ 政策研究大学院大学 役員会に関する状況 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_3/</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>日本と世界の現実に即応した政策研究を促進するとともに、国内外のミッドキャリアの行政官等を主な対象として高度な政策研究に関する大学院教育を実施している本学の特徴に鑑み、多様性を確保するため、本学では女性副学長や管理職の積極的登用、外国人研究者を学長特別補佐や管理職に登用するなど、性別や国際性の観点でのダイバーシティが確保されている。</p> <p>また、上記の目的の観点から多様性を確保するために外部人材を求めており、本学教員には政府機関、国際機関、民間企業出身者、他の教育研究機関出身者等を採用し、法人経営にその経験と知見を活用している。</p>
<p>補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>	更新あり	<p>政策研究に特化した大学であるという本学の特性を踏まえた審議を行いうるよう、産業界及び政府機関等で活躍している各界の有識者を学外委員に選任している。また、選任に当たっては女性委員の割合にも留意して、ジェンダーバランスも考慮している。本学の構想や課題について広く協議するために「協議事項」を設定するなど、運営方法を工夫している。経営協議会は年6回程度開催している。</p>
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長選考会議は、自らの権限と責任に基づき、「求められる学長像」及び「政策研究大学院大学学長選考の基準について」を定め、学長候補者の選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由をウェブサイトにて公表している。なお、意向投票は実施していない。</p> <p>■政策研究大学院大学 学長候補者の選考について https://www.grips.ac.jp/jp/news/20201214-6818/</p>
<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>学長選考会議は、学長が安定的にリーダーシップを発揮できるような任期を定めている。今後も引き続き適切な任期、再任可否、上限設定等について検討を進める予定。</p> <p>本学の学長任期は、「学長任期規則」により4年、再任1回、再任時の任期は2年となっている。</p> <p>■政策研究大学院大学長の任期に関する規則 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_3/</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>「学長解任の申出に関する規程」により手続きを定めている。</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>	更新あり	<p>学長選考会議は、毎年度、会議に学長の出席を求め、学長の方針やその年度の実績について説明を聴取し、業務執行状況を確認、評価を行い、その結果を、今後の法人経営に向けた助言等と合わせて本人への伝達及びウェブサイトでの公表を行っている。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 3 - 3 - 4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>これまでのところ、学長選考会議において、大学総括理事を置くという判断はなされていない。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>各種法令に基づく情報公開を実施しており、教育研究活動のウェブサイト等における情報発信を行うとともに、2019年度より財務報告書を作成し、大学経営や教学運営に関する財務情報を公表している。</p> <p>また、本学の業務方法書に内部統制に関する基本事項を定め、公表するとともに、教職員が適性の職務の実施と社会的倫理の維持を確かなものとするための各種規程等を定めている。それらについては、内部監査の実施、内部通報窓口や学外通報窓口の設置、各種研修などを通じて、その実効性を高めている。</p> <p>また、内部監査結果、通報状況などは役員にも報告、共有し、必要に応じてその運用体制を見直すこととしている。</p> <p>■ 政策研究大学院大学2019年度財務報告書 https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/12/gripsfinancialreport2019_min.pdf</p> <p>■ 政策研究大学院大学2020年度財務報告書 https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2021/01/gripsfinancialreport2020_min.pdf</p> <p>■ 政策研究大学院大学業務方法書 https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2014/04/gyoumuhouhoucho.pdf</p>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>各種法令に基づく情報公開を実施しており、教育研究活動のウェブサイト等における情報発信を行うとともに、2019年度より財務報告書を作成し、大学経営や教学運営に関する財務情報を公表している。</p> <p>また、経営協議会の議事要旨や意見・指摘事項に対する対応状況もホームページで公表している。</p> <p>■ 政策研究大学院大学ウェブサイト https://www.grips.ac.jp/jp/</p> <p>■ 政策研究大学院大学2019年度財務報告書 https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/12/gripsfinancialreport2019_min.pdf</p> <p>■ 政策研究大学院大学2020年度財務報告書 https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2021/01/gripsfinancialreport2020_min.pdf</p> <p>■ 政策研究大学院大学 経営協議会に関する状況 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_3/</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>ウェブサイトでの情報公表を中心としながら、財務情報公表の充実に加え、修了生の活躍を始め、幅広い教育研究活動についてはSNSも活用した積極的な発信や政府機関等への研究成果の情報提供など、ステークホルダーの理解を得る取組を行っている。</p> <p>■政策研究大学院大学 Facebook https://www.facebook.com/grips.tokyo/</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	更新あり	<p>本学の教育プログラムが養成しようとする人材、能力と、それを実現するためのカリキュラム等、また、プログラムへの派遣元（=進路）についてもウェブサイトでは公表している。</p> <p>本学を修了する学生に対し、本学における学修成果に関するアンケート調査を実施しており、「総合的に判断して、あなたはGRIPSで学んだことについて満足していますか？」との設問に対して、「満足している」との回答があった割合は以下のとおり。</p> <p>2021年9月実施分（国際プログラム対象）：95.2% 2021年3月実施分（国内プログラム対象）：71.4%</p> <p>■政策研究大学院大学アドミッションズ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー https://www.grips.ac.jp/jp/education/3policies/</p> <p>■政策研究大学院大学カリキュラム https://www.grips.ac.jp/jp/education/bulletin-3/</p> <p>■政策研究大学院大学学生派遣元（=進路） https://www.grips.ac.jp/jp/education/index/</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.grips.ac.jp/jp/about/disclose/houteikoukaijouhou_1/</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 該当なし。</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 該当なし。</p>